

諸外国の職業訓練（主に失業者・若年者を対象としたもの）の比較（暫定版）

	米国	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
制度の基本的考え方	<p>○連邦政府が実施する支援プログラムの主な対象は、社会的に不利な状況に置かれている者。</p> <p>○労働力投資法（WIA 1998年）により各地のワンストップセンターで職業訓練を含む就職支援を実施する体制を整備。</p> <p>○民間主導と各州の自治の尊重から、米国における人材養成の仕組みは多様かつ複雑。</p>	<p>○公的な職業訓練は、教育技能委員会（LSC）等を通じて、政府の政策に沿ったプログラムを提供する訓練機関に公的資金を助成する方式で実施。</p> <p>○イギリスにおいては、NVQや民間資格など職業能力の評価基準が整備され、教育訓練も資格取得を目指すものが多い。NVQは2007年11月現在で11分野699職種であり、90%以上の職種を網羅。</p>	<p>○70年代以降職業訓練の制度化が進み、社員への職業訓練機会の付与が法的に義務付け。</p> <p>○80年代以降、失業率悪化に対処するため、若年者や長期失業者などの職業訓練促進策とともに様々な特殊雇用契約を創設。</p> <p>○資格制度が高度に発達し、就業可能な職業の範囲と結びついているため、学校教育で職業資格取得が推進されている。</p>	<p>○ドイツでは、職業養成訓練制度（デュアルシステム）が若年者を教育から仕事へと円滑に移行させる上で最も重要なシステムであり、就業生活全般にわたってその基礎を形成。</p> <p>○デュアルシステムやマイスター制度等において、手工業会議所（各州の経済省が所轄する公的機関）などの業界団体が主導的な役割。</p>	<p>○90年代後半の雇用情勢悪化を背景に、従来の技能人材養成訓練中心の体系から、失業者の就業促進、在職者の職業能力向上に重点を置いた体系に移行。</p> <p>○職業訓練の体系、組織、財源等、現行の職業訓練制度は、我が国の制度に類似。</p>
主な訓練・支援の概要	<p><b>失業者向けの職業訓練</b></p> <p><b>内容：</b>ワンストップセンター等を通じた就職支援を実施 <b>支援の仕組み：</b>3段階 ①コアサービス：職業紹介等 ②集中サービス：能力評価、カウンセリング、個人別雇用計画の策定等 ③訓練サービス 訓練サービスは、公的扶助受給者や低所得者が優先。 <b>計画：</b>WIAプログラム参加者見込み 92万7,000人（2008年）</p>	<p><b>失業者向けの職業訓練</b></p> <p>○<b>成人職場教育訓練(WBLA)</b> <b>対象：</b>失業期間が6か月以上18か月未満の失業者 <b>運営方法：</b>ジョブセンタープラスが訓練機関を選定し、委託訓練の形で実施。 <b>内容：</b>特定の職業に関する技能の習得・向上のための訓練と、就職準備の整わない者に対する就職準備教育。 <b>実績：</b>2001年3月現在 3万2,000人が訓練中</p> <p>○<b>ニューディール (ND25+)</b> <b>対象：</b>25歳以上、18か月以上の長期失業者。 <b>内容：</b>ジョブセンタープラスを通じた就職支援 集中活動期間に、NVQ3級までの資格取得のための訓練等を受ける。</p>	<p><b>特殊な雇用契約による訓練</b></p> <p>○<b>熟練契約</b> <b>対象：</b>16～25歳の若年者、26歳以上の求職者 <b>財源等：</b>訓練費用等は、教育訓練費徴収団体を通じて企業が負担 <b>内容：</b>雇用契約を締結した被用者が、職業活動時間の25%以内で訓練を受講し、資格取得や就職・再就職を目指す。 <b>支援措置：</b>事業主の社会保険料負担免除、一定の場合の助成金支給など。 <b>実績：</b>22万6千人（2000年） ※2004年の制度統合前の各契約適用者の合計</p>	<p><b>失業者向けの継続職業訓練・再訓練</b></p> <p><b>内容：</b>連邦雇用庁が、受講料、宿泊費用及び参加者の手取り賃金の60～67%に相当する生計手当を負担。 訓練機関によって提供されているコースを利用。全日制のOff-JTが主。 <b>訓練期間：</b>4～12か月 <b>実績：</b>31万8,123人（2002年）</p>	<p><b>失業者向けの職業訓練</b></p> <p>○<b>再就職訓練</b> <b>対象者：</b>雇用保険被保険者であった失業者 <b>訓練期間：</b>1か月以上1年以内(上限3回) <b>支援措置：</b>訓練費及び各種の訓練手当。 <b>訓練実績：</b>5万3,622人（2006年）</p> <p>○<b>就業前人材養成訓練（新規失業者向け）</b> <b>概要：</b>大卒未就業者などの雇用保険未適用の青年失業者を対象に、就業が有望な分野の職業訓練を実施。 <b>訓練期間：</b>1か月以上1年以内(上限3回) <b>訓練実績：</b>1万6,240人（2003年）</p>
	<p><b>若年者向けの職業訓練</b></p> <p>○<b>ジョブコア</b> <b>対象：</b>16～24歳の低所得・低技能者 <b>運営主体：</b>連邦直轄。民間企業が運営。 <b>内容：</b>合宿形式により、規律と技能・知識を習得させる教育訓練を実施。 <b>訓練期間：</b>最長2年間。2003年の平均参加期間は8.3ヵ月 <b>実績：</b>参加者 6万4,800人（2006年）</p>	<p><b>若年者向けの職業訓練</b></p> <p>○<b>若年者向けニューディール</b> <b>対象：</b>18～24歳の若年者で6か月以上失業状態にある全ての者 <b>特徴：</b>強制参加であり、参加を拒否すると求職者給付の受給資格を失う。 パーソナルアドバイザーによる就職支援を受け、ゲートウェイ期間（最長4か月）中に就職できなかった者は、訓練（最長12か月）や就労体験プログラムへの参加を義務づけ <b>実績：</b>2007年5月現在 9万1,200人が参加</p> <p>○<b>OE2E (Entry to Employment)</b> <b>対象：</b>定職に就かず、養成訓練や就職の準備が整っていない16～18歳の若年者 <b>内容：</b>読み書き算盤、コミュニケーション能力等を身につかせ、NVQレベル1などの資格取得を奨励。 <b>支援措置：</b>訓練手当を支給 <b>実績：</b>2003年度に6万人超が参加</p>	<p><b>失業保険制度に基づく訓練</b></p> <p>○<b>雇用復帰支援計画 (PARE)</b> <b>内容：</b>職業安定所 (ANPE) に登録した求職者はPAREの対象となり、失業給付を受けるにはPAREへの同意・署名が必要。 個別行動計画 (PAP) に基づき、再就職支援、職業訓練を実施。 <b>実績：</b>260万人のPARE対象者のうち、23万6,155人が訓練を受講（2003年）</p> <p><b>国及び地方自治体の負担による訓練</b></p> <p>○<b>全国雇用基金 (FNE) による職業訓練</b> <b>対象：</b>成人の長期失業者 <b>内容：</b>訓練センターでの座学と企業内訓練を実施。 <b>訓練期間：</b>40日～3年 <b>費用負担：</b>訓練費用の70%を上限として国地方自治体共同で負担</p> <p>○<b>企業アクセス研修 (SAE)</b> <b>対象：</b>特定のポストに採用が見込まれる求職者等 <b>内容：</b>ANPEがポストにふさわしい研修を実施し、研修終了後は原則として当該ポストに採用。 <b>訓練期間：</b>40～500時間 <b>費用負担：</b>国、地域あるいはASSEDIC（失業保険制度を運営）が負担  <b>実績：</b>20万7千人（2000年） ※公的負担による各種職業訓練の合計</p>	<p><b>若年者向けの職業訓練</b></p> <p>○<b>職業養成訓練制度（デュアルシステム）</b> <b>概要：</b>若年者を対象に、企業がその職場で実施する職業訓練（3～4日）と職業学校等の教育機関での学習（1～2日）とを同時に行う。（350職種） <b>管理運営主体：</b>手工業会議所などの事業主団体が主導。事業主と訓練生との間で職業養成訓練契約を締結。 学校部分については州政府が所管する職業教育校が担う。 <b>費用負担：</b>企業内訓練の費用は全て事業主又は業界団体が負担。学校部分は地方が負担。 <b>訓練期間：</b>2～3年。職種ごとに職業訓練規則で定められている。 <b>報奨金：</b>訓練先企業から労働協約で定められた訓練手当が支給 <b>利用状況：</b>若年者の7割が利用し、労働者全体に占める割合も高い。 <b>実績：</b>157万615人（2006年）</p> <p>○<b>マイスター制度</b> デュアル・システムを通じて理論と実技を習得し、商工会議所又は手工業会議所が実施する技能検定試験を受験。 技能検定試験終了後、数年間の職業経験を積み、マイスター資格取得のための試験を受ける。  ※マイスター制度改革（2004年） 主要職種に対する参入規制との批判等により、手工業法改正によりマイスター規制の緩和。事業所の創設・継承に必要なマイスター資格94職種を41職種に削減したほか、マイスター制度に関する各種の規制を緩和。</p>	<p><b>若年者向けの職業訓練</b></p> <p>○<b>「2+1」プログラム</b> ドイツの「デュアル・システム」に類似。実務知識と技術の習得が目的 登録した学生が学校で2年間学んだ後、残りの1年を実地訓練(OJT)契約の下、企業で働きながら学ぶ。 2002年現在で30の技術高校で実施され、1万2,862人の生徒が参加。</p>

	米国	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
若年者向け の 技能養成	<p><b>○登録養成訓練制度</b></p> <p>対象：16歳以上 概要：OJTと職場外教育を組み合わせ、専門職労働者・熟練工を養成。 事業主又は労使共同により実施。 修了者は公的に知識と技術の水準を認証。 身分：有給の雇用労働者 費用負担：訓練費用は事業主、事業主団体が負担。政府の財政支援なし。 教育機関：企業が設立した学校、公立高校、コミュニティカレッジなど（年間144時間以上を推奨） 訓練期間：平均3-4年程度 計画：参加者見込み 28万9,945人(2008年)</p>	<p><b>○養成訓練及び上級養成訓練</b></p> <p>対象：16歳以上の若年者 内容：OJTを受けると同時に継続教育カレッジ等で職業資格取得等に向けて学習。 訓練期間：通常12～14か月 身分：有給の雇用者 目標：養成訓練はNVQレベル2、上級養成訓練はレベル3の取得を目指す。 財政支援：事業主はLSCから訓練経費を受けることができる。 実績：2003年現在、25万5,000人以上の若者が80以上の職種で150種類以上の養成訓練を受ける。</p>	<p><b>○養成訓練</b></p> <p>対象：16-25歳 訓練期間：1-3年(通常2年間) 内容：職業資格の取得を目標として、見習訓練センターでの座学(年間400時間以上)と企業での訓練を組み合わせる実施。 費用負担：企業に課される「見習訓練税」(賃金の0.5%)を財源に地方自治体が制度運営 支援措置：税控除のほか、若者を雇った事業主に補償手当が地方自治体より支給 実績：36万8,988人(2004年)</p>	<p>(上記デュアルシステム参照)</p>	<p><b>○技能士養成訓練</b> 対象：高卒又は同等の学歴を有する青少年 内容：国家技能資格である「技能士」の養成を目的とする訓練(6か月～1年) 訓練機関：韓国ポリテク大学</p> <p><b>○政府委託訓練(優先職種訓練)</b> 内容：製造業などの人手不足部門における高等技能人材及び基礎知識の習得を目的とする政府委託訓練 対象者：求職登録を行った15歳以上の失業者または進学予定のない高校生 訓練機関：韓国ポリテク大学、大韓商工会議所人材開発院(8)、訓練法人(67)など 訓練職種：機械設計制作、マトロクス、情報通信設備、溶接、室内建築、機械装備など 支援措置：訓練生には訓練手当が支給</p>
財源	一般財源	一般財源	一般財源に加え、使用者による拠出金制度あり ○労働者数に応じ、賃金の0.55%-1.6%を教育訓練費徴収団体(OPCA)等に拠出。 ○拠出金は、熟練契約や企業内訓練に要する経費に充当される。	一般財源	主に雇用保険制度による職業能力開発事業(事業主のみ負担)で賄う。
主な訓練実施機関	<p>○4年制大学、大学院</p> <p><b>○コミュニティ・カレッジ</b> ・州及び地域の基金により設立運営される2年制の短期大学 ・全米で約1,000校 ・地域のニーズに対応した幅広い職種で訓練を実施し、訓練市場で確固たる地位</p> <p>○民間の職業訓練校</p>	<p><b>※教育技能委員会(LSC)</b> 成人教育の財政支援、若年者の職場訓練、政府の失業者訓練に係る支援、情報提供・相談援助等の事業を実施。</p> <p>○継続教育機関 465校(2003年度) このうち<b>継続教育カレッジ</b>は、16歳以降の職業教育を行う機関(会社組織)で、イギリスの職業教育訓練の中核。 地域特性や企業ニーズに対応した職種のコース、企業の要望に基づくオーダーメイドコース、NVQなどの資格取得を目指すコース等を実施。 LSCから継続教育カレッジ等への助成額はLSC予算の大部分を占める。</p> <p>○大学・高等教育機関</p> <p>○産業別団体、民間教育訓練機関等</p>	<p><b>○全国成人職業訓練協会(AFPA)</b> 労働省が所管。国、経営者、労組代表により運営。 約130の訓練センターを運営 職業訓練(失業者の職業訓練が中心)、オリエンテーション、人事関連のコンサルティング活動等を行う。</p> <p>○GRETA(公的的地方教育機関集合体) 教育省が所管。 近隣の中等教育機関約10校をグループ化し、在職者、失業者等の職業訓練を実施 全国で290以上のGRETAが形成</p> <p>○大学、大学院</p> <p>○民間職業訓練機関</p>	<p>○国の委託を受けて訓練を実施する訓練機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職及び職業団体</li> <li>・民間教育訓練機関</li> <li>・企業及び雇用者団体付属の訓練機関(組合の職業教育センター等)</li> </ul> <p>○学校形式の公的職業訓練機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業専門学校</li> <li>・専門学校</li> <li>・大学においても公的助成を受けて訓練を提供。</li> </ul>	<p>公共職業訓練機関</p> <p><b>○韓国ポリテク大学</b> 40校 教育制度上は短期大学と同等。 高度技能人材や技能士を養成。 近年、在職者や失業者を対象とする訓練を拡大。また、非正規、女性、障害者、生活保護対象者等の脆弱者層に対する対応を強化。</p> <p><b>○大韓商工会議所人材開発院</b> 全国8カ所(47職種)の訓練施設を運営・管理し、政府委託訓練等を実施</p> <p>民間教育訓練機関</p> <p>労働部から訓練生を委託する形で職業訓練を実施(2008年現在で4,882カ所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働部指定施設(756)</li> <li>・訓練法人(67)</li> <li>・大学、専門大学(109)</li> <li>・学院(1,493)(=専門学校)</li> <li>・その他(事業主自体)(2,457)</li> </ul>

資料出所) 労働省(1995)「1995年海外労働情勢」  
労働省(1996)「1996年海外労働情勢」  
厚生労働省(2002)「2000～2001年海外情勢報告」  
厚生労働省(2006)「2004～2005年海外情勢報告」  
厚生労働省(2007)「2005～2006年海外情勢報告」  
日本労働研究機構(1997)「フランスの職業教育訓練」  
日本労働研究機構(1998)「イギリスの職業訓練」  
日本労働研究機構(1999)「アメリカの職業訓練」  
日本労働研究機構(2000)「ドイツの職業訓練」  
日本労働研究機構(2003)「教育訓練制度の国際比較調査」  
日本労働研究・研修機構(2004)「アメリカの職業訓練の評価—サーベイを通じて—」  
日本労働研究・研修機構(2004)「イギリスにおける職業教育訓練と指導者等の資格要件」  
日本労働研究・研修機構(2004)「先進諸国の雇用戦略に関する研究」  
日本労働研究・研修機構(2005)「アジア諸国における職業訓練政策—若年層を中心に—」  
日本労働研究・研修機構(2007)「ドイツ、フランスの労働・雇用政策と社会保障」  
(財)海外職業訓練協会(2006)「人材育成に関する調査研究(アメリカ合衆国編)」

岩崎久美子(2006)「フランスの生涯学習支援」生涯学習研究e事典HP(日本生涯教育学会)  
(<http://ejiten.javea.or.jp/content.php?c=TmpZd01ERTQ%3D>(アクセス日2008.5.8))  
竹内ひとみ(2003)「ドイツにおける職業訓練システムと失業者に対する職業訓練対策」(日本労働研究雑誌(2003.5))  
林・高津(2003)「フランスの失業保険制度と職業訓練政策」(海外労働時報2003年臨時増刊号)  
JETRO(2005)「ドイツ製造業界における人材育成への取り組み」(ユーロトレンド2005.9)  
JETRO(2007)「企業の自主的な取り組みが奏功—フランスの『実践型人材養成システム』」(ユーロトレンド2007.7)

ドイツ連邦教育研究省(2008)「職業訓練報告2008」  
韓国労働部(2008)「2008労働白書」  
米国労働省(2008)「FY2009 DEPARTMENT OF LABOR BUDGET IN BRIEF」  
財団法人海外訓練協会HP 各国・地域情報(<http://www.ovta.or.jp/info/index.html>)  
大韓民国労働部ホームページ(英語版)(<http://english.molab.go.kr/english/>)(アクセス日2008.6.10)  
各国駐在大使館からの情報